

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

改正前			改正後		
別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業			別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(省 略)			(省 略)		
4 電気工作物の建設	(省 略)		4 電気工作物の建設	(省 略)	
	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(5) 変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの		(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の蓄電所(以下「蓄電所」という。)又は同条第5号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(5) 蓄電所又は変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの		(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
(省 略)			(省 略)		
(備考省略)			(備考省略)		
別表第2（第17条）方法書の提出時期			別表第2（第17条）方法書の提出時期		
対象事業の種類		方法書の提出時期	対象事業の種類		方法書の提出時期
(省 略)			(省 略)		
4 電気工作物の建設	(省 略)		4 電気工作物の建設	(省 略)	
	(5) 変電所の新設の事業	(省 略)		(5) 蓄電所又は変電所の新設の事業	(省 略)
	(6) 変電所の増設の事業			(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業	
(省 略)			(省 略)		
(備考省略)			(備考省略)		

※下線部分が改正箇所